

地域定住促進拠点施設整備事業の概要

空き家を活用し、地域団体が移住者向けのお試し住宅（短期間居住または滞在する施設）など定住促進拠点施設とするために必要な改修を行う場合、その改修費を補助します。

■対象者

複数の区（自治会）により構成された地域団体（振興会など）

■補助金額

改修費に対して 2/3 以内（1 物件あたり 300 万円以内）

※単年度で完了しない事業は対象外です。